

大学教育の分野別質保証と参考基準

東京理科大学大学院

科学教育研究科 北原和夫

日本学術会議

大学教育の分野別質保証推進検討委員会

委員長

高等教育を巡る現代の課題

1. 大学のユニバーサル化: 55%の若者が高等教育を受ける時代
2. グローバル化における「知」の課題: 産業の巨大化、交通通信手段の高速化広域化。一瞬にして一地域の変動が世界に影響を与える。資源、生命圈の有限性。
3. 国立大学の法人化: 「法人」とは? 「ステークホルダー」とは?
- 「学術研究の継承」から「専門的職業人の養成」
「先端化、高度化」とともに「総合、協働、越境」

1. 高等教育を巡る現代の課題

2. 高等教育の質保証

3. 日本学術会議の検討

大学教育の質保証の歴史

- 1) 大学設置基準および設置審査による事前の質保証 規制緩和
- 2) 大学入試における主要科目試験による学生の質保証 入試科目の低減
- 3) 確固たる学問分野の枠組みによる学術の継承 学際化による枠の崩壊

新しい質保証システム

- 1) 大学評価: 認証評価制度、膨大な資料作成、評価基準への適合状況の確認、大学の個性化とは逆方向に働くおそれもある。
- 2) 大学の自律的な質保証: 教育課程編成上の参考基準を、大学コミュニティ、学術コミュニティが策定し、それを参考しながら、各大学が建学の伝統精神、人的物的資源、学生の資質を考慮して、最善のプログラムを実行する。

質保証に向けて

- 高等教育の質の保証 大学基準協会(1947年)、大学評価・学位授与機構(2000)
- QAA (Quality Assurance Agency for Higher Education, <http://www.qaa.ac.uk/>)
- "Watchdog adds students to audit teams to assess university quality": 学生は厳正な選抜を受けて選ばれる。「学生参加」という人材育成!
- Subject benchmark <http://www.qaa.ac.uk/>
- 「歴史学専攻生」のベンチマークとして、歴史において人々がどのように考えてきたかを理解する能力、歴史資料を批判的に読む能力、過去の状況の複雑性・多様性の認識

日本学術会議の動き

平成20年 5月 文部科学省清水高橋教育長から日本学術会議への要請依頼

6月 「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」を設置(同年9月から審議を開始)
平成21年 1月 3分科会の設置(実践保証組み、教養教育・人道教育、大学と社会との接続)

2-3月 大学教育の分野別質保証の在り方についての実情調査

11月 シポジウム「大学教育の分野別質保証を考える」(於東大安田講堂 参加者約700人)

平成22年 4-5月 3部評議所機関との共催セミナーや「これから大学教育の質保証のあり方(第1回 於上智大学、第2回 於一橋記念館、第3回 於関西大学BIGA-AN)

6月 文部科学省中央教育審議会大学分科会での審議状況の報告

7月 「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」を決定

8月 文部科学省に対して回答を呈文

11月 シポジウム「大学生の就職をめぐる諸問題と当面の打開策」

12月 シポジウム「大学教育と産業社会の関係について考える」

平成22年10月 「言語・文学分野の参考基準策定分科会」を設置

「学位に付記する専攻分野の名前(在り方検討分科会)」を設置

□ 11月 「法学分野の参考基準策定分科会」を設置

平成23年 6月 「理工系分野における参考基準の検討に際して留意していただきたいこと」を作成

□ 8月 中教委大学分科会 審議会において審議状況を報告

□ 9月 「芸術学分野の参考基準策定分科会」を設置

平成24年 2月 「生物学分野の参考基準策定分科会」及び「政策学分野の参考基準策定分科会」を設置

3月 「競技工学分野の参考基準策定分科会」並びに「数理科学分野の参考基準策定分科会」を設置

「学士課程教育」答申から、大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会へ

平成20年12月 中央教育審議会答申
「学士課程教育の構築に向けて」

- 日本の学士が、いかなる能力を証明するものであるのか
(各大学が掲げる教育研究上の目的は建学の精神は絶じて抽象的)
 - 「学士力」の提案
知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、統合的な学習経験と創造的思考力
 - ※ 「学士力」が求める普遍的な能力を、分野の教育を通じてどう培うのか?
- 学士課程、あるいは各分野の教育における最低限の共通性があるべきではないかという課題は必ずしも重視されなかった
※ それぞれの分野が共有すべき固有の特性を適切に踏まえた教育とは?
- 日本学術会議に対して、大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議を依頼

文科省への「回答」の三部構成

第一部 どういう枠組みで質保証を行うのか？

→ 質保証枠組み検討分科会

分野別に教育課程編成上の参考基準を策定することを通じて各大学の自主的な教育改善を支援

第二部 一方で教養教育・共通教育との関係はどう考えるのか？

→ 教養教育・共通教育検討分科会

分野の壁を超えた協働を可能にする市民性の涵養

第三部 教育の質の保証を図る努力をしても、現実の「就活」においては大学と職業とが接続していない（特に文系）

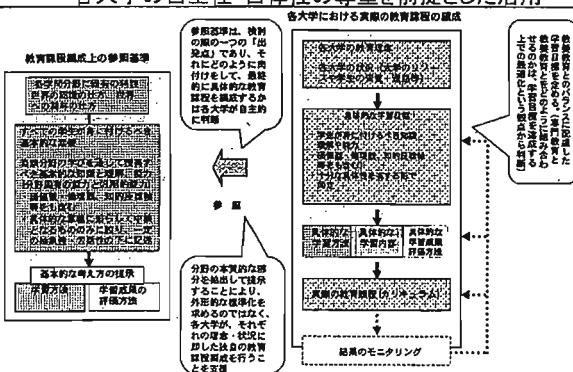
→ 大学と職業との接続検討分科会

専門的な知識・技能が尊重される社会の構築

21世紀の「協働する知性」を涵養する学士課程教育の質保証

分野別の教育課程編成上の参考基準

各大学の自主性・自律性の尊重を前提とした活用



11

参照基準の主要な構成要素

1. 当該学問分野の定義と固有の特性

2. 当該学問分野で学生が身に付けるべき基本的な素养

(1) 基本的な知識と理解

(2) 基本的な能力: 分野に固有の能力とジェネリックスキル

当該分野の学びを通じて学生に身に付ける能力を定義しつつ、そのことが、職業人として、市民として、人間そのものとして、どういふ意義を持つのか明らかにする。

3. 学習方法と学習成果の評価方法に関する基本的な考え方

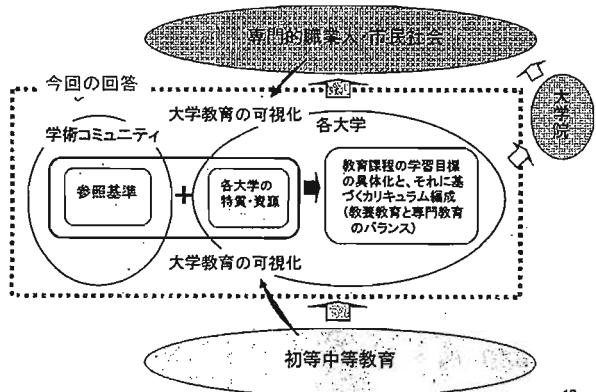
2で述べたことを学生に身に付けるために、学習方法ではどのような工夫が必要であり、またその成果をどのように評価するのかを明らかにする。

4. 市民性の涵養をめぐる専門教育と教養教育との関わり

専門教育と教養教育とで構成される学士課程教育の、分野を共通した目標が「良き市民の育成」であり、そのことを実現するという観点にも十分留意する。

10

一人一人の学習者にとって大学教育が意味あるものとなるために



12

具体的な策定状況と今後の対応

◆ 基本方針

第22条中(一)(二)の規定によるすべての分野における参考基準を策定する。

◆既に分科会を設置し審議を開始

◆ 経営学 「経営実践体」という概念を持った実践的かつ汎用的な知識としての経営学後の明確化(草案終了)

◆ 言語・文学 言語の公共的使用範囲の涵養とそのための古典の意義、教養・初等教育への貢献

◆ 法学 法律と大学院の制度化や法律部教育の大衆化に対応した新たな法学教育の在り方として、規範に基づく「社会の規範」

※ 各分野の参考基準は概次次回シナポジウムで世間に開くとともに、文科省・中教審とも適切に連携を取りつつ、10月以降に最終的な結果を取りまとめる予定。
シナポジウムの開催予定期日：平成17年1月21日

◆新たに分科会の設置を決定

◆ 生物学 分子生物学的視点とともに生産的・フィールド的視点も含めた統合的な生物学の捉え方

◆ 政府学 分野別分野の資格取得教育を担う人のための学習としてのアカデミックな評議会

◆ 地球工学 4力学的アノマリスと設計・生産のシーケンスとを融合して人と社会に貢献する地球工学

◆ 教育学科 教育的リテラシー概念の明確化との用語分野の再評価、教養・初等教育への貢献

◆近く分科会を設置し審議を開始する方向で検討中

◆ 史学

◆ 土木工学・建築学

13

参考基準の活用について

◆ 基本的な性格

「わが国の研究者たる外に対する代表権限」(日本学術会議法)としての位置付けを持つ日本学術会議が、各分野の学士課程教育の「あるべき姿」を述べた文書

◆誰でも利用できる公共財としての提供

日本の学士課程教育の「あるべき姿」を述べた文書として、各大学や、そこで教育に従事する教員に活用いただくことはもとより、国や認証評価機関や大学団体、関連学会、さらには企業や初等中等教育など社会の各方面や、海外の財團など、誰でも利用いただける資料として参考基準を提供

◆学習成果の明確化を通じた教育の質保証のための活用

最も基本的な役割として、各大学が、それぞれの教育理念やリソースに沿らしつつ、各分野の教育で学生にどのような力を身に付けるのか、目標とする具体的な学習成果を明確にし、それを実現する教育課程を編成する上で参考されることを期待
(今後、大学創断的なFD活動が活発化し、その中で参考基準が活用されることも期待)

14

21世紀の高等教育

「協働する知性」を求めて

◆ 大学のユニバーサル化: 55%の若者が高等教育を受ける。学問の継承よりは社会の現場で働く

◆ 世界のグローバル化: 交通通信手段の高速化、広域化、多様化。課題の複雑化。

高等教育を受けた人々が、専門的職業人として一定の専門性を担いつつ、専門性の垣根を超えて、良き市民として共に働く(協働する)ことが求められる。

平和で持続可能な世界の構築:

1948年「世界人権宣言」: 恐怖と欠乏のない世界の到来が一般の人々の最高の願望である。

1946年「日本国憲法」: 全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

15

今後に向けて

質保証のための社会全体の連携の実現

◆ 社会の要請に応えるため、大学コミュニティでの相互支援体制の構築

今後、各大学の取組みを支援するため、学術会議とともに、各種の学協会や大学横断的なFD団体、さらには国公私立の大学団体や認証評価機関など、大学コミュニティを構成する幅広い関係機関が連携協力することが重要

◆ 新しい産業社会の構築と、そこでの新しい大学教育の実現のため、社会全体の連携の必要性

大学・教育界のみならず、企業・産業界、労働界、政府、さらには広く社会一般の人々が、手を携えて新しい社会の実現に向けて連携協力することが重要

協働する知性の構築

16